

学校ボランティア用賠償責任保険 仕様書

1. 事業名称

学校ボランティア用賠償責任保険

2. 事業内容

本事業は、港区役所が、港区内の大阪市立の幼・小・中学校において配置する有償のボランティアサポーターの活動を対象として、適用する賠償責任保険とする。

対象のボランティア事業は、次のとおりとする。

	ボランティア事業名	ボランティア事業の概要	対象
1	発達障がいサポート	発達障がい等のある園児のうち、行動面で特に支援が必要とされるADHD等の重度な園児を対象にサポーターを配置。 見守り、安全の確保、自傷などの危険な行動、他者への攻撃的行動等を防止。	幼稚園
2	学校生活臨時サポート	発達障がいのある児童生徒を対象に、臨時的なサポートを実施。 見守り、安全の確保、自傷などの危険な行動、他者への攻撃的行動等を防止。	小学校、中学校
3	学校行事等安全確保サポート	教員等の配置が少ない小規模校等において、学校行事等の際に教職員の対応が困難な場合、こどもの安全を確保するため、校内・校外を問わず、補助するサポーターを配置。(修学旅行や林間学習等の国内での泊行事を含む)	小学校：4校 (八幡屋、築港、港晴、池島) 中学校：2校 (港、築港)
4	その他 上記に準じるもの	その他 上記に準じるもの	小学校 中学校

3. 保険種目

賠償責任保険

4. 補償内容等

対人賠償	1名につき	50,000千円
	1事故につき	100,000千円
対物賠償	1事故につき	10,000千円

※ 自己負担額なし

5. 補償期間について

令和8年4月1日～令和9年3月31日とする。

6. 保険料の支払いについて

- (1) 保険料を4月中旬以降から4月30日までに支払うことで、補償期間は令和8年4月1日からとする。
- (2) 現金での支払いではなく、大阪市所定の請求書による振り込みとする。

7. 加入者(団体)の状況

- ・ サポーターの実人数 90名(延べ人数 300名 程度)
- ・ 日数 240日(例:4月7日に3名が従事した場合、日数は1日としてカウント)

8. その他

- ・ 見積りの提出に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上、見積書を提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- ・ 別添各種特記仕様書を遵守すること。
- ・ 本案件の契約の締結については、令和8年度予算が成立したことを条件とする。

9. 事業担当

港区役所協働まちづくり推進課(教育・人権啓発グループ)

担当:吉村

大阪市港区市岡 1-15-25 港区役所 5階 53番窓口

電話 06-6576-9975 FAX 06-6572-9512